

自衛隊の「海外派遣恒久法」の制定に反対する意見書

最近、自衛隊を海外に派遣する根拠法を「イラク特別措置法」などの「個別法」によるのではなく、「恒久法」によるべきだという主張が政府与党の一部にある。

自民党の防衛政策検討小委員会は、8月23日、「国連決議や国際機関の要請がなくても日本独自の判断で自衛隊の派遣を可能」とし、「正当防衛を超える武器使用を認める」という内容の恒久法（「国際平和協力法案」）の素案を了承した。

これを受けて、安倍晋三官房長官は8月25日、都内で講演し、「恒久法は必要だ。政府としても法律制定の作業をしなければならない」と述べている。また、小泉首相や額賀防衛庁長官も衆議院イラク復興支援特別委員会などで、自衛隊を迅速に海外へ派遣するための「恒久法」の制定に前向きな発言を繰り返している。

しかし、「恒久法」による自衛隊の海外派遣や正当防衛の範囲を超える武器使用の容認は、集団自衛権の行使や海外での武力行使を禁じた憲法第9条に反する違憲行為であり、断じて認められるものではない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「海外派遣恒久法」の制定に強く反対し、同法を制定しないことを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司